

## お知らせ

### ワシントン条約：ガラパゴスゾウガメの輸出入の手続について

2025 年 8 月 27 日

経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2018 年 10 月 30 日付けでガラパゴスゾウガメ(*Chelonoidis niger*)の輸出入に関するエクアドル管理当局からの要請(No. 2018/076)が発出されました。

No. 2018/076

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-076.pdf>

ガラパゴスゾウガメの輸入手続については、日本への輸入並びに日本からの輸出及び再輸出申請すべてにおいて、エクアドル管理当局に日本管理当局から事前に相談をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】エクアドル管理当局からの要請(No. 2018/076)について一部抜粋(仮訳)。

- ・エクアドル管理当局は、2018 年 9 月 27 日にガラパゴス国立公園局がエクアドルで 123 匹の生きたガラパゴスゾウガメ(*Chelonoidis niger*)の盗難に関する刑事告訴を行ったことを事務局に通知した。
- ・この種は CITES 附属書 I に含まれ、エクアドルでは商業目的での生きた標本の輸出は許可されていない。
- ・エクアドル政府は、これらの標本に関する取引の許可証や証明書を受け取った場合、必ずエクアドルの管理当局に通知するよう求めている。
- ・また、輸出、輸入、再輸出の許可申請は、エクアドルの管理機関に相談する前に承認しないように要請されている。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室  
電話 03-3501-1723